

令和5年度全国高等学校総合体育大会  
石狩市実行委員会

第3回総会

日 時 令和5年 3月28日 (火) 13時30分より

会 場 石狩商工会館 3階ホール



●令和5年度全国高等学校総合体育大会

◇大会愛称

と  
翔び立て若き翼 北海道総体 2023

◇スローガン

轟かせ魂の鼓動北の大地へ大空へ

◇シンボルマーク



## 会 議 次 第

### ■第3回総会

#### 1 開会

#### 2 あいさつ

令和5年度全国高等学校総合体育大会

石狩市実行委員会会長（石狩市長） 加 藤 龍 幸

#### 3 議事

- (1) 報告第1号 令和4年度事業報告
- (2) 報告第2号 令和4年度収支決算報告
- (3) 報告第3号 令和4年度監査報告
- (4) 議案第1号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会会則及び事務局規程の一部改正（案）
- (5) 議案第2号 出納役の選出について
- (6) 議案第3号 令和5年度事業計画（案）
- (7) 議案第4号 令和5年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会計画（案）
- (8) 議案第5号 令和5年度収支予算（案） ※一般会計
- (9) 議案第6号 令和5年度大会収支予算（案） ※特別会計
- (10) 議案第7号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会売店等運営要項（案）
- (11) 議案第8号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市医療救護実施要領（案）

#### 4 その他

#### 5 閉会

## ■報告第1号 令和4年度事業報告

### ○諸会議・事務打合せ等

令和4年

- 7月15日(金) 石狩市実行委員会設立総会・第1回総会(石狩市役所にて)  
全国高体連・全国大会経理組織・規程説明会(オンライン会議)
- 8月31日(水) 全国高校総体協賛等説明会(オンライン会議)
- 9月26日(月) 北海道実行委員会現状説明会(オンライン会議)
- 9月29日(木) 高校生活動推進委員会(オンライン会議)
- 10月3日(月) 大会運営費に係る打合せ(道教委高校総体推進課)
- 10月5日(水) 日本スポーツイベントサービス推進協議会打合せ(出店関係)
- 10月21日(金) 石狩市実行委員会第2回総会(書面会議)
- 10月25日(火) 宿泊等に係る事務打合せ(株JTB)  
競技会場等に係る施設利用打合せ(石狩市体育協会等)
- 11月14日(月) 大会運営費等に係るヒアリング(道教委高校総体推進課)
- 11月25日(金) 北海道実行委員会第4回競技専門部会(オンライン会議)
- 12月7日(水) 北海道実行委員会予算説明会(オンライン会議)
- 12月9日(金) 高校生活動推進委員会(オンライン会議)

令和5年

- 1月12日(木) 北海道ソフトボール協会打合せ(審判員・記録員の派遣要請等)
- 1月21日(土) 北海道ソフトボール協会評議員会(札幌サンプラザにて)
- 1月23日(月) 宿泊等に係る事務打合せ(株JTB)
- 1月27日(金) 北海道実行委員会協賛説明会(オンライン会議)
- 2月3日(金) 全国高体連企業協賛説明会(札幌市民ホールにて)
- 2月8日(水) 石狩商工会議所青年部役員会(協賛・出店等に係る情報提供等)
- 2月22日(水) 北海道実行委員会第5回競技専門部会(オンライン会議)
- 2月24日(金) 式典(開・閉会式)に係る事務打合せ ※北海道高体連ソフトボール競技専門部
- 3月22日(水) 北海道実行委員会第4回総会(オンライン会議)  
北海道実行委員会カウントダウンリレー  
(※全国高体連ホームページに石狩市掲載)
- 3月28日(火) 石狩市実行委員会第3回総会(石狩商工会館にて)

### ○先催地視察・事務引継ぎ

令和4年

- 8月3日(水) 令和4年度四国大会視察(高知県高知市春野総合運動公園ほか)  
～7日(日)
- 10月20日(木) 高知県実行委員会との事務引継ぎ

### ○その他

令和4年

- 12月16日(金) 大会プログラムへの協賛広告に係る事前募集開始

■報告第2号 令和4年度収支決算報告

〔収入〕

(単位：円)

科 目	決算額	予算額	比較増減	内 訳
負担金	100,000	100,000	0	石狩市負担金
諸収入	0	1,000	△ 1,000	
計	100,000	101,000	△ 1,000	

〔支出〕

(単位：円)

科 目	決算額	予算額	比較増減	内 訳
旅 費	4,580	10,000	△ 5,420	会議・打合せ旅費 (北海道実行委員会、北海道ソフトボール協会)
消耗品費	25,051	50,000	△ 24,949	石狩市実行委員会会長公印、 大会競技役員用ポロシャツ 等
印刷製本費	41,800	35,000	6,800	封筒作成等
会議費	13,780	6,000	7,780	総会お茶代、 商工会館ホール使用料、 北海道ソフトボール協会審 判員・記録員派遣打合せ
計	85,211	101,000	△ 15,789	

〔収入〕 100,000円 － 〔支出〕 85,211円 ＝ 〔差引〕 14,789円

↓

令和5年度（一般会計）へ繰越

■報告第3号 令和4年度監査報告

令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会の令和4年度会計について、令和5年3月24日、関係帳簿及び関係書類を監査した結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを確認しましたので、ここにご報告いたします。

令和5年 3月28日

監 査 百 井 宏 己

監 査 北 原 益 二 郎

■議案第1号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会会則及び事務局規程の一部改正（案）

今後の大会開催に向けた準備及び大会運営を円滑に行うため、実行委員会会則及び事務局規程について必要な事項を定め、次のとおり改正する。

●「実行委員会会則の一部改正」

〔改正内容〕

特別会計（大会運営費）を統括するため、出納役を設置する。

〔改正理由〕

全国大会経理組織規程（高校総体経理規程）第6条に「会計単位の長がその所属の役職員のうちから出納役を任命し、出納の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。」と定められていることから、特別会計（大会運営費）に関する事務を統括する出納役を設置する。

\_\_\_\_\_ ※下線部を追記、変更する。

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

(1) 副会長 若干名

(2) 出納役 1名

(3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、石狩市長をもって充てる。

2 副会長、出納役及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が任命する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 出納役は、特別会計（大会運営費）に関する経理の執行、資産保管及び帳簿その他証券書類の保存に関する事務を統括する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。



● 「実行委員会事務局規程の一部改正」

〔改正内容〕

第5条（組織）関係 ※別表第2関係

現在、事務局員に属している会場地担当教員の役職を事務局次長に改正する。

〔改正理由〕

今後、事務局次長の事務分掌が広域かつ多岐に及ぶこととなることから、事務局次長を現行1名（スポーツ健康課長）から2名体制とし、もって各事務の執行に係る主たる権限や役割を明確にし、円滑かつ安全な大会運営に資するため。

<主たる権限、役割等>

・スポーツ健康課長

大会開催の事前準備及び当日運営に係る予算管理、会場施設の整備、広報等の庶務を担う。

・会場地担当教員

競技及び式典等の運営進行、大会・競技役員及び参加チーム等との連絡調整を担う。

\_\_\_\_\_※下線部を追記、変更する。

別表第2（第5条関係）

事務局組織

事務局長兼出納役	事務局次長	事務局員
保健福祉部健康推進担当部長	スポーツ健康課長 <u>会場地担当教員</u>	スポーツ健康課職員

別表第5（第13条関係）

公印

名称	形状	寸法	書体
令和五年度全国高等学校総合体育大会 石狩市実行委員会会長之印	略	略	略
<u>令和五年度全国高等学校総合体育大会 石狩市実行委員会出納役之印</u>	<u>正方形</u>	<u>21ミリ角</u>	<u>てん書</u>

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

■議案第2号 出納役の選出について

No.	所 属 ・ 職 名	氏 名	役職名
1	石狩市長	加藤 龍幸	会 長
2	石狩市教育委員会教育長	佐々木 隆哉	副会長
3	石狩市代表監査委員	百井 宏己	監 事
4	石狩市議会議長	花田 和彦	副会長
5	石狩市議会厚生常任委員会委員長	大野 幹恭	
6	北海道高等学校体育連盟ソフトボール競技専門部部长 (北海道苫小牧総合経済高等学校校長)	古市 俊章	副会長
7	北海道高等学校体育連盟ソフトボール競技専門部委員長	武笠 伊佐央	
8	北海道ソフトボール協会会長	木本 由孝	副会長
9	北海道ソフトボール協会理事長	寺村 健人	
10	石狩管内ソフトボール協会会長	青野 誠	
11	石狩管内ソフトボール協会理事長	佐々木 幸治	
12	石狩ソフトボール協会会長	佐々木 大介	
13	石狩ソフトボール協会理事長	中西 章司	
14	公益財団法人石狩市体育協会会長	永井 利幸	
15	石狩市スポーツ推進委員協議会会長	中川 文人	
16	石狩市中学校体育連盟会長	城野 文久	
17	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会会長	北原 益二郎	監 事
18	石狩商工会議所会頭	榎本 哲史	
19	一般社団法人石狩観光協会代表理事	吉田 保雄	
20	石狩市農業協同組合代表理事組合長	中村 武史	
21	石狩湾漁業協同組合代表理事組合長	丹野 雅彦	
22	石狩消防署署長	高橋 一洋	
23	北海道警察札幌方面北警察署署長	島村 諭支敏	
24	北海道石狩翔陽高等学校校長	渡邊 祐美子	
25	北海道石狩南高等学校校長	原田 稔朗	
26	<u>石狩市保健福祉部健康推進担当部長</u>	<u>上田 均</u> (R5. 4. 1~) (市園 博行)	事務局長 出納役

## ■議案第3号 令和5年度事業計画（案）

### ○諸会議・事務打合せ等（予定）

令和5年

- 4月～随時 各競技団体等との事務打合せ等  
（北海道高体連ソフトボール専門部、北海道ソフトボール協会等）
- 5月 北海道実行委員会第5回競技専門部会
- 6月下旬 北海道実行委員会第5回総会
- 6月30日（金） 組合せ会議（市役所4階 401・402会議室）
- 9月 北海道実行委員会第6回競技専門部会（大会結果報告書等）

令和6年

- 1～3月 北海道実行委員会第6回総会（実行委員会の解散）  
石狩市実行委員会第4回総会  
（令和5年度事業報告、大会報告、決算報告、実行委員会の解散）

### ○広報活動等

令和5年

- 4月～ 各種PR・啓発資材（ティッシュ、チラシ等）の設置、配布  
大会ポスターの掲示（市内公共施設、事業所等）  
市役所1階ロビー（大型電光掲示板）でのPR  
市ホームページ、SNS等による情報発信  
のぼり、横断幕等の設置  
市役所庁舎の懸垂幕の設置（開催告知、来市歓迎）
- 7月 市広報7月号特集記事掲載
- 9月 大会報告書の制作

### ○その他

- ・主催者・協賛者等による会場視察対応  
（読売新聞社、共同通信社、大塚製薬㈱、㈱JTB等：令和5年4月27日（木））
- ・会場内売店等の出店募集（※応募期限：令和5年5月下旬予定）
- ・大会開催記念銘板の設置（※ソフトボールのまち・いしかり魅力発信推進協議会）
- ・リハーサル大会の運営支援等  
（令和5年度北海道高等学校ソフトボール選手権大会：令和5年6月17～18日）

■議案第4号 令和5年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会計画（案）

1 大会名称

- ・第75回全日本高等学校女子ソフトボール選手権大会
- ・第58回全日本高等学校男子ソフトボール選手権大会

(1) 主催

公益財団法人全国高等学校体育連盟          公益財団法人日本ソフトボール協会  
 北海道          北海道教育委員会          石狩市          石狩市教育委員会

(2) 共催

読売新聞社

(3) 後援

スポーツ庁          公益財団法人日本スポーツ協会          日本放送協会  
 公益財団法人北海道スポーツ協会          公益財団法人石狩市体育協会

(4) 主管

公益財団法人全国高等学校体育連盟ソフトボール専門部  
 北海道高等学校体育連盟          北海道ソフトボール協会

(5) 特別協賛

大塚製薬株式会社

(6) 協賛

株式会社JTB          株式会社マイナビ（予定）          株式会社KDDI（予定）  
 株式会社P&P

2 競技日程・会場等

(1) 女子大会

7月28日 (金)	13:00	監督会議	花川北コミュニティセンター
	14:00	審判員・記録員会議	
	15:45	開会式	サン・ビレッジいしかり
	19:00	全国高体連ソフトボール専門部 都道府県委員長会議	花川北コミュニティセンター

		はまなす国体記念石狩市スポーツ広場（ソフトボール場）			
		A球場	B球場	C球場	D球場
7月29日 (土)	9:00	1回戦 16試合			
	11:00				
	13:00				
	15:00				
7月30日 (日)	9:00	2回戦 16試合			
	11:00				
	13:00				
	15:00				
7月31日 (月)	9:00	3回戦 8試合 準々決勝 4試合			
	11:00				
	13:00				
	14:30				
8月1日 (火)	9:00	—	準決勝①	—	準決勝②
	12:00	決勝	—	—	—
	準決勝 終了後	3位表彰式		石狩市B & G海洋センター	
	決勝 終了後	閉会式		同上	

(2) 男子大会

8月4日 (金)	13:00	監督会議		花川北コミュニティセンター	
	14:00	審判員・記録員会議			
	15:45	開会式		サン・ビレッジいしかり	
		はまなす国体記念石狩市スポーツ広場（ソフトボール場）			
		A球場	B球場	C球場	D球場
8月5日 (土)	9:00	1回戦 16試合			
	11:00				
	13:00				
	15:00				
8月6日 (日)	9:00	2回戦 16試合			
	11:00				
	13:00				
	15:00				

8月 7日 (月)	9:00	3回戦 8試合 準々決勝 4試合			
	11:00				
	13:00				
	14:30				
8月 8日 (火)	9:00	—	準決勝①	—	準決勝②
	12:00	決 勝	—	—	—
	準決勝 終了後	3位表彰式		石狩市B & G海洋センター	
	決勝 終了後	閉会式		同上	

### (3) 公式練習

- ・女子大会 7月26日(水)～8月1日(火)
- ・男子大会 8月2日(水)～8月8日(火)
- ・会場 石狩市スポーツ広場(サッカー場A・B)  
若葉公園・紅葉山公園・花川南公園・樽川公園(各野球場)  
紅南小学校・双葉小学校・花川小学校・花川南小学校(各グラウンド)  
樽川中学校・花川中学校・花川北中学校・花川南中学校(各グラウンド)  
石狩翔陽高校・石狩南高校(各グラウンド)  
札幌北斗高校グラウンド

### (4) 組合せ会議(再掲)

- ・日 時 令和5年6月30日(金) 9時より
- ・会 場 石狩市役所 401・402会議室

## 3 競技方法等

- ・日本ソフトボール協会2023年度オフィシャル・ルールとする。
- ・トーナメント方式とし、3位決定戦は行わない。
- ・サスペンデッドゲームを採用する。
- ・荒天等により試合日程が変更する可能性があるが、大会期間の延長は行わない。  
(よって、優勝が複数チームになる可能性がある。※高体連ルールの適用)

## 4 参加資格・制限等

- ・都道府県代表は、1都道府県から1チームとする。
- ・開催地都道府県は、別に1チームを選出できる。
- ・出場チームの編成は、引率責任者1名・監督1名・選手17名・マネージャー(当該校生徒)1名以内とする。
- ・外国人留学生の参加については、チーム登録2名以内とする。

- ・複数校合同チームの大会参加を認める。また、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。

## 5 表彰

### (1) 優勝校

文部科学大臣杯、全国高等学校体育連盟会長杯、同連盟ソフトボール専門部優勝杯、日本ソフトボール協会優勝旗、同協会優勝杯（以上持ち回り）、読売新聞社杯、NHK楯を授与する。

### (2) 準優勝校

全国高等学校体育連盟会長杯、同連盟ソフトボール専門部準優勝杯、日本ソフトボール協会準優勝杯（以上持ち回り）を授与する。

### (3) 優勝、準優勝、3位の各校に賞状・個人賞状・メダルを授与する。

また、5位の各校に賞状を授与する。

### (4) 前年度優勝校、準優勝校にレプリカを授与する。

## 6 競技会場平面図

別紙参照

## 7 大会参加者数（来場者数見込）

選手及び監督・コーチ等	約 1,600 人（令和4年度四国大会実績）
大会役員・運営役員	約 450 人（大会期間延べ人数）
高校生運営補助員	約 450 人（           "           ）
観客数	約 12,500 人（令和4年度四国大会実績 10,500 人）

合計 約 15,000 人

## 8 宿泊・弁当等

大会期間中（大会前の公式練習日を含む）における各チーム（選手・監督及び引率責任者等）並びに役員等の宿泊・弁当等については、株式会社JTBによる配宿センターを通じて申込、手配を行う。

■議案第5号 令和5年度収支予算（案）

【一般会計】

〔収入〕

（単位：円）

科 目	令和5年度 予算額	令和4年度 決算額	比較増減	内 訳
繰越金	14,789	0	14,789	令和4年度実行委員会会計より
負担金	13,409,000	100,000	13,309,000	石狩市負担金 (令和5年度当初予算)
諸収入	211	0	211	預金利子等
計	13,424,000	100,000	13,324,000	

〔支出〕

（単位：円）

科 目	令和5年度 予算額	令和4年度 決算額	比較増減	内 訳
旅 費	10,000	4,580	5,420	会議等旅費（北海道実行委員会等）
消耗品費	730,000	25,051	704,949	P R ・啓発資材購入等
印刷製本費	50,000	41,800	8,200	P R チラシ印刷等
会議費	20,027	15,980	4,047	第4回総会等
繰出金	12,613,973	0	12,613,973	特別会計（大会運営費）への繰出
計	13,424,000	87,411	13,336,589	



■議案第6号 令和5年度大会収支予算（案）

【特別会計（大会運営費）】

〔収入〕

（単位：円）

科目	予算額	内 訳
国庫補助金	1,373,000	
北海道補助金	16,817,000	
石狩市補助金	12,613,973	令和5年度一般会計より
全国高体連負担金	1,111,476	
北海道高体連助成金	1,000,000	
参加料	4,275,000	チーム参加料 @45,000円×95チーム
協賛金	2,683,927	ナショナルスポンサー協賛金
プログラム販売	2,000,000	@1,000円×（男子900部＋女子1,100部）
雑収入等	1,349,000	大会プログラム広告協賛ほか
計	43,223,376	

〔支出〕

科目	予算額	内 訳
諸謝金費	537,600	看護師謝金
褒賞費	616,600	参加章（ID）、入賞メダル、レプリカ
旅費	4,311,900	高体連役員等（大会期間、組合せ会議）
消耗品費	7,024,552	競技・大会運営用消耗品、コロナ対策消耗品等
印刷製本費	2,573,400	大会プログラム、大会ポスター、駐車許可証等
通信運搬費	120,000	郵便料、宅配料等
借料及び損料費	2,859,744	高校生補助員輸送バス、音響機器、軽トラック、大型扇風機、AED、グラウンド散水に係る水道代ほか
会議費	38,500	大会・競技役員各種会議お茶代
食糧費	1,966,050	大会・競技役員弁当代
雑費	1,863,120	大会・競技役員用のポロシャツ・Tシャツ・帽子、傷害保険料、賠償責任保険料等
委託費	21,311,910	大会本部等の設置、仮設トイレ設置、ゴミ処理、案内表示等の看板製作、審判員・記録員等派遣、交通誘導警備、夜間警備、スコアボード等設置、各種テント設営ほか
計	43,223,376	

## ■議案第7号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会売店等運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道売店等設置基本方針に基づき、令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が、令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）ソフトボール競技大会において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### 2 出店申請

売店等の出店を希望するものは、出店申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

### 3 出店者の選定

市実行委員会は、出店者の選定に当たっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道大会基本構想に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、市実行委員会が特に認めること。

### 4 出店許可

市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可するもの（以下「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

### 5 販売品目

売店において販売を認める品目は、次に定めるものとする。ただし、（公財）全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

#### (1) 食 品

原則として、売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされたものであること。

##### ア パン類及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、包装されたもの。

##### イ 飲料水類（牛乳を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

##### ウ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

#### エ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造・包装されているもので、常温で保存できるもの。

#### (2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

#### (3) スポーツ用品、記念バッチ類

#### (4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要なもの

### 6 食品の販売

(1) 食品を販売する売店の出店を許可するに当たっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、管轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品の販売における食品衛生対策については、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(3) 市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催の2か月前までに管轄の保健所に提出するものとする。

(4) 市実行委員会は、食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合について、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うよう指導する。

### 7 出店の期間及び開設時間

出店期間及び開設時間は、別表1のとおりとする。

### 8 出店の場所・規模・方法

市実行委員会が指定する場所・規模・方法とする。

### 9 経費負担

出店料に含まれない売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

### 10 出店料

(1) 市実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、別表2に定める出店料を所定の期日までに市実行委員会に支払うものとする。

(2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、市実行委員会は出店者に、出店料を返還しないものとする。

### 11 出店料の免除

次に掲げる者は、出店料を免除する。

(1) 石狩市内に本店又は主たる事務所の所在地がある事業者

(2) 石狩市内に主たる事務所の所在地がある団体等

- (3) 市実行委員会が特に認めたもの

## 12 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、市実行委員会から交付された出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に  
出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、貸与し、又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客に当たっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しておらず、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益のため又は第三者に損害を与えるため暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯設備（電源等）は原則として使用しないこと。
- (14) 商品及びテントについては、出店者の責任で管理すること。
- (15) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については出店者の負担とすること。
- (17) 市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

### 13 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、市実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りでない。

### 14 損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

### 15 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、市実行委員会の検査を受けなければならない。

### 16 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切その責を負わない。

### 17 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市実行委員会が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 出店期間及び開設時間

出店種別	出店期間	開設時間
出店期間1 (ソフトボール競技女子大会開会式)	令和5年7月28日	13:00~17:00
出店期間2 (ソフトボール競技女子大会)	令和5年7月29日 ~令和5年8月1日	8:00~17:00 ※最終日は15:00まで
出店期間3 (ソフトボール競技男子大会開会式)	令和5年8月4日	13:00~17:00
出店期間4 (ソフトボール競技男子大会)	令和5年8月5日 ~令和5年8月8日	8:00~17:00 ※最終日は15:00まで

別表2 出店料

## ●テント等の貸出が必要な場合

出店種別	出店料	内訳
出店期間1 (ソフトボール競技女子大会開会式)	45,000円	テント(2×3間)×1張 椅子×3脚 長机×8台
出店期間2 (ソフトボール競技女子大会)	45,000円	テント(2×3間)×1張 椅子×3脚 長机×8台 夜間警備×1式
出店期間3 (ソフトボール競技男子大会開会式)	45,000円	テント(2×3間)×1張 椅子×3脚 長机×8台
出店期間4 (ソフトボール競技男子大会)	45,000円	テント(2×3間)×1張 椅子×3脚 長机×8台 夜間警備×1式

## ●テント等の貸出が不要な場合 ※キッチンカー等

出店種別	出店料	内訳
出店期間1 (ソフトボール競技女子大会開会式)	20,000円	キッチンカースペース ×1台
出店期間2 (ソフトボール競技女子大会)	20,000円	キッチンカースペース ×1台

出店期間3 (ソフトボール競技男子大会開会式)	20,000円	キッチンカースペース ×1台
出店期間4 (ソフトボール競技男子大会)	20,000円	キッチンカースペース ×1台

●次に掲げる者は、出店料を免除する。

- (1) 石狩市内に本店又は主たる事務所の所在地がある事業者
- (2) 石狩市内に主たる事務所の所在地がある団体等
- (3) 市実行委員会が特に認めたもの

令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会売店等出店申請書

令和5年度全国高等学校総合体育大会  
石狩市実行委員会会長 様

(申請者)

所在地	〒
名 称	
代表者 職氏名	印
電 話	

令和5年度全国高等学校総合体育大会において出店したいので、令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会売店等運営要項に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 競 技 名 ソフトボール競技  
 2 出店会場名 石狩市多目的スポーツ施設 ・ はまなす国体記念石狩市スポーツ広場  
 3 必要テント数 テント 張 ・ キッチンカースペース 台  
 4 出店期間

○印 を記入	出店種別	出店期間
	出店期間1 (ソフトボール競技女子大会開会式)	令和5年7月28日
	出店期間2 (ソフトボール競技女子大会)	令和5年7月29日 ～令和5年8月1日
	出店期間1 (ソフトボール競技男子大会開会式)	令和5年8月4日
	出店期間2 (ソフトボール競技男子大会)	令和5年8月5日 ～令和5年8月8日

- 5 添付書類  
 (1) 申請者の概要  
 (2) 販売品目及び価格等一覧  
 (3) 出店従業員名簿



(様式第1号)  
添付書類1

申請者の概要

(名称)

---

1	営業開始年月日	年 月 日
2	資本金（法人のみ）	万円
3	従業員数	人
4	営業の種類	
5	取得許可等の番号、年月日 （職員衛生法上の営業許可を受けているもののみ）	
6	主要営業取扱品目	
7	備考	

(様式第1号)  
添付書類2

販売品目及び価格等一覧

(名 称) \_\_\_\_\_

販売品目		規 格 (サイズ、数量等)	販売価格	仕入先 (名称、所在地、電話)
種 類	品 名			

※ 仕入先は、販売品目が食品の場合のみ記入してください。

(様式第1号)  
添付書類3

出店従業員名簿

(名称) \_\_\_\_\_

責任者等	職名	氏名	備考
出店責任者			
食品衛生責任者			

※「出店責任者」は、備考の欄に緊急連絡先（携帯電話番号等）を記入してください。

※「食品衛生責任者」は、食品を販売する場合に記入してください。

総体石実第 号  
令和 年 月 日

令和5年度全国高等学校総合体育大会  
石狩市実行委員会売店等出店許可書

\_\_\_\_\_ 様

令和5年度全国高等学校総合体育大会  
石狩市実行委員会会長

印

令和5年度全国高等学校総合体育大会の売店出店を下記のとおり許可します。

記

- 1 競技名(会場名) \_\_\_\_\_ ソフトボール競技 ( \_\_\_\_\_ )
- 2 出店料 \_\_\_\_\_ 円 (テント 張 ・キッチンカースペース 台)
- 3 出店期間  
及び開設時間
- ①女子大会  
令和5年 月 日 時 分から  
令和5年 月 日 時 分まで  
※開設時間は、17時00分までとする。  
(最終日は、15時00分まで)
- ②男子大会  
令和5年 月 日 時 分から  
令和5年 月 日 時 分まで  
※開設時間は、17時00分までとする。  
(最終日は、15時00分まで)
- 4 出店責任者
- 5 販売品目
- 6 経費 出店料に含まれない売店の設置、管理運営及び撤去等に要する  
一切の経費は出店者が負担するものとする。
- 7 その他 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会売店等  
運営要項に定める事項を遵守すること。

■議案第8号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市医療救護実施要領（案）

この要領は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道医療救護対策要項に基づき、石狩市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が担当する競技会場、練習会場及び大会参加者の宿泊施設における医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

1 組織の編成

医療救護組織の編成は、原則として次の表のとおりとする。

※○は原則として配置、△は必要に応じて配置する。

	本部長 (事務局長)	看護師	係員 (教職員等)	補助員 (高校生等)
救護本部 (市実行委事務局)	○		○	△
救護所 (競技会場内)		○	○	○
練習会場			○	△
移動救護 (競技会場内)		△	△	△

注1 人数については、会場の規模、医療機関までの距離など実情に応じて決定する。

注2 救護所に医師は配置しないことから、医師不在の旨を周知するとともに、患者の救急搬送に備え、最寄りの医療機関や管轄する消防本部との協力体制を構築する。

注3 練習会場については、係員の配置を行う等、万一患者が発生した場合の対策を講じる。

注4 移動救護については、会場の状況等を勘案し、必要に応じて設置する。

2 宿泊施設における医療救護

宿泊施設における医療救護は、宿泊施設管理者が行う。

3 設置場所、期間及び開設時間等

(1) 救護本部

ア 市実行委員会事務局に救護本部を設置する。

イ 設置期間は、原則として競技種目別大会本部の設置期間とする。

ウ 開設時間は、原則として競技日程開始時から日程終了時までとするが、緊急事態に対応するため、24時間連絡が取れる体制を整備する。

(2) 救護所

ア 競技種目別大会の競技会場に救護所を設置する。

イ 開設期間は、原則として競技種目別大会の競技期間とする。

ウ 開設時間は、原則として競技開始時から終了時までとする。

エ 設置する救護所は次のとおりとする。

救護所名	設置場所	設置期間
はまなす国体記念石狩市 スポーツ広場救護所	はまなす国体記念石狩市 スポーツ広場駐車場	【女子大会】 7月29日～8月1日 【男子大会】 8月5日～8月8日

(3) 移動救護

ア 患者の早期発見を目的に移動救護班を設置する。

イ 移動救護班は会場内の担当地区を巡回し、患者を発見した場合は所属する救護所へ速やかに連絡し、患者を移送、案内する。

ウ 設置する移動救護は次のとおりとする。

移動救護名	所属救護所	設置期間
はまなす国体記念石狩市 スポーツ広場移動救護	はまなす国体記念石狩市 スポーツ広場救護所	【女子大会】 7月29日～8月1日 【男子大会】 8月5日～8月8日

4 各部署・施設等における配備物及び業務内容について（表1参照）

(1) 救護本部について

別添1参照

(2) 救護所について

別添2参照

(3) 練習会場について

別添3参照

(4) 移動救護について

ア 配備物等

(ア) 電話機・無線機等通信機器

(イ) 搬送器具

(ウ) その他必要な物品

イ 業務内容

患者の早期発見、救護所への移送及び案内等。

(5) 宿泊施設について

別添4参照

5 医療救護業務従事者の心得

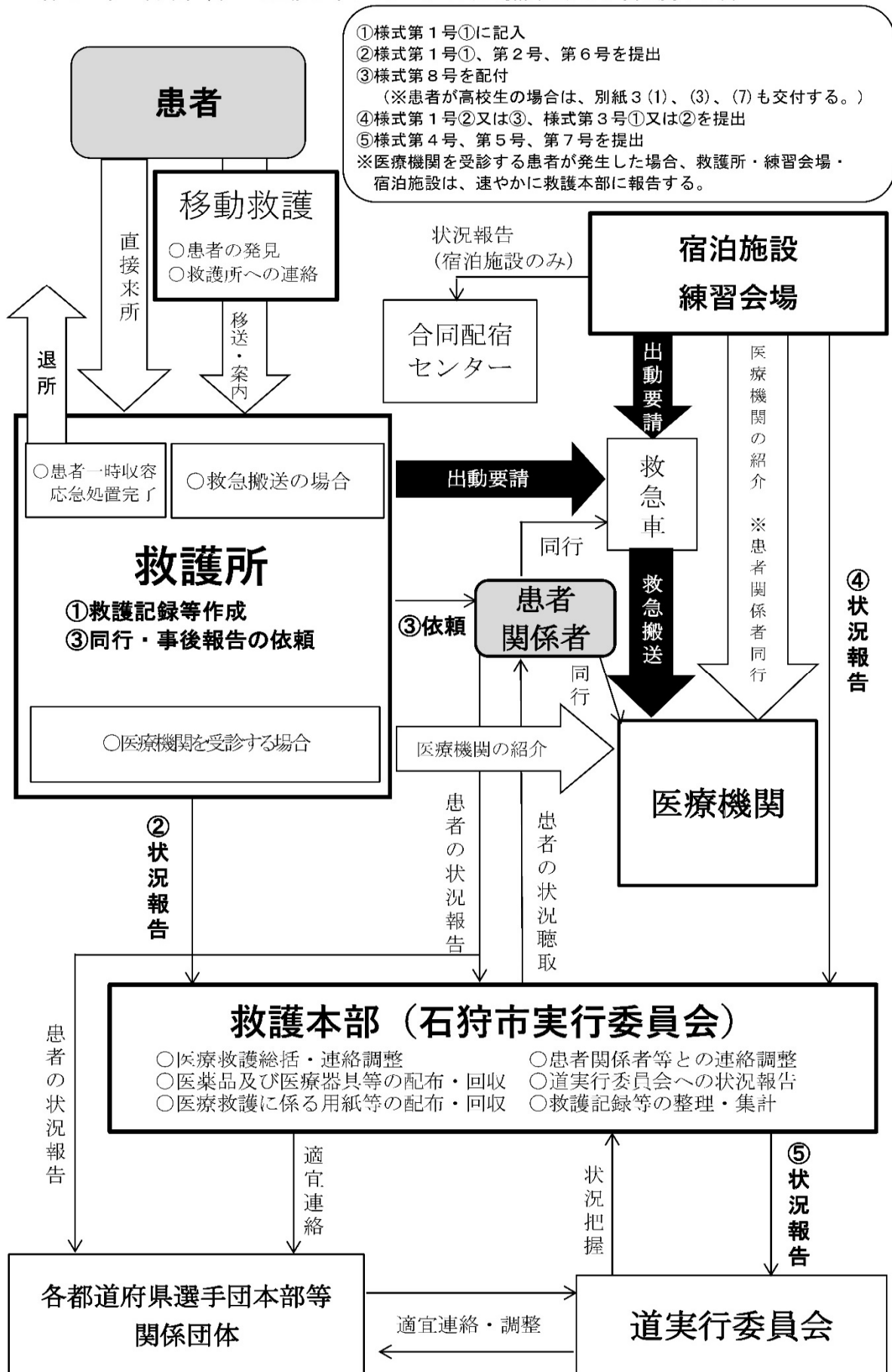
(1) 患者に対しては親切かつ迅速な対応に努める。

(2) 救護所内の環境衛生に気を配り、患者が十分休養できるよう努める。

(3) 患者のプライバシー保護及び守秘義務について十分留意する。

(4) 救護所関係書類の保管及び関係機関との連絡においては、個人情報の保護に十分注意する。(FAXを利用する際、患者の個人情報は記入しないこと。)

(表1) 各部署・施設等における配備物及び業務内容



## 別添 1

### 救護本部について

#### 1 配備物等

- (1) 大会参加者名簿等必要書類
- (2) 医療救護に係る記録・報告用紙等
  - ア 1日の取扱患者一覧表（様式第4号）
  - イ 競技種目別取扱患者一覧表（様式第5号）
  - ウ 救護所等設置状況報告書（様式第7号）
- (3) 電話機等通信機器
- (4) 医療救護に係る連絡先一覧
- (5) その他必要な物品

#### 2 業務内容

- (1) 競技種目別大会の医療救護に係る救護所及び練習会場等の総括及び連絡調整
- (2) 救護所への医薬品・医療器具等の配付及び回収
- (3) 救護所・練習会場等への医療救護に係る用紙等の配付及び回収
- (4) 医療機関を受診する患者又は患者関係者（以下「患者関係者等」という。）との連絡調整
- (5) 救急搬送された患者について、北海道実行委員会（以下「道実行委員会」という。）への報告
- (6) 競技種目別大会に関する救護記録等の整理、集計及び道実行委員会への報告

#### 3 患者が発生した場合の手順(図1参照)

- (1) 救護所、練習会場又は宿泊施設から「救護台帳」（様式第2号）又は「医療機関受診連絡票」（様式第3号①又は②）を受理する。救急搬送の場合には、「救護本部記入欄」は未記入で道実行委員会へ転送する。患者の名前等については、救護所、練習会場又は宿泊施設から、電話連絡で聴取する。
  - ※ 練習会場等に FAX の設備がなく電話等で患者発生連絡があった場合は、救護本部が記載する内容を聴取し、様式に転記する。
- (2) 救急搬送の場合には、聴取した患者の名前等を道実行委員会へ電話で報告する。また、患者が選手又は監督の場合には、所属する都道府県選手団本部（都道府県高体連本部役員）へも電話連絡を行う。
- (3) 患者関係者等から受診後状況報告を受け、その後の状況について聴取し、当該患者の救護台帳又は医療機関受診連絡票の「患者の状況及び処置結果等」に記載する。救急搬送の場合、患者の状況等を道実行委員会へ電話で報告する。
  - ※ 患者関係者等から連絡がない場合は、救護本部係員等が患者関係者等へ連絡する。
  - ※ 別添2の3(5)により、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る申請書類」（別紙3(1)(3)(7)）が交付されていない場合は、患者関係者等に宿泊



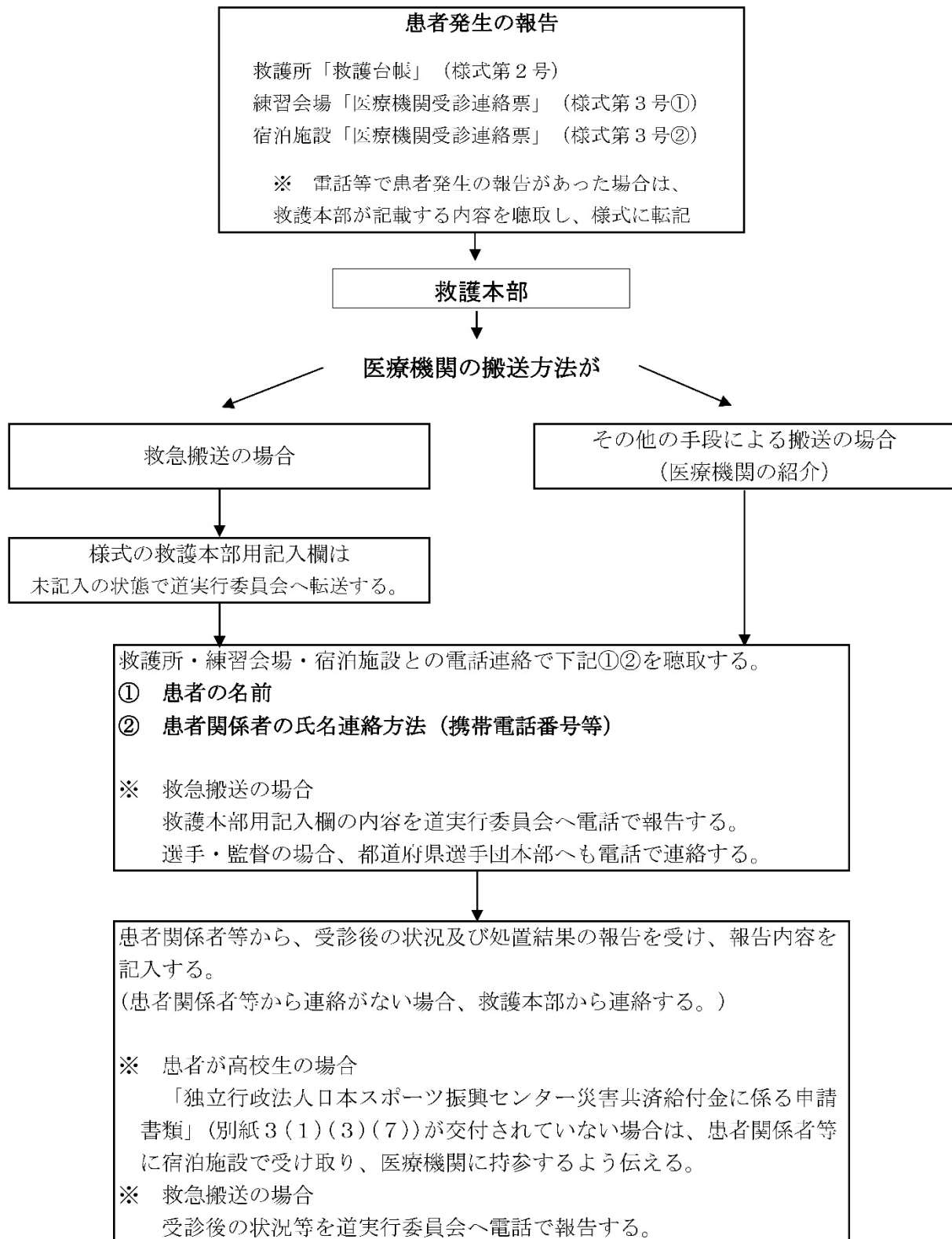
施設で受け取り、医療機関に持参するよう伝える。

#### 4 業務記録及び報告書等

- (1) 当日の業務終了後、救護所から報告のあった「取扱患者一覧表」(様式第6号)、練習会場から報告のあった「医療機関受診記録」(様式第1号②)、宿泊施設から連絡のあった「医療機関受診連絡票」(様式第3号②)を集計して、「1日の取扱患者一覧表」(様式第4号)を作成し、実行委員会へ報告する。
- (2) 競技日程終了後、速やかに次の書類を整理し、道実行委員会へ提出する。
  - ア 「競技種目別取扱患者一覧表」(様式第5号)
    - (ア) 競技会場救護所で取り扱った患者を集計したもの
    - (イ) 練習会場で取り扱った患者を集計したもの
    - (ウ) 宿泊施設で取り扱った患者を集計したもの
  - イ 「救護所等設置状況報告書」(様式第7号)

※各種様式の掲載省略

(図1) 患者が発生した場合の手順 (救護本部)



## 別添 2

### 救護所について

#### 1 配備物等

- (1) 大会参加者名簿等必要書類
- (2) 医療救護に係る記録・報告用紙等
  - ア 救護記録（様式第 1 号①）
  - イ 救護台帳（様式第 2 号）
  - ウ 取扱患者一覧表（様式第 6 号）
  - エ 医療機関受診結果報告先について（様式第 8 号）
  - オ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」に係る申請書類
    - ・医療等の状況（別紙 3（1））
    - ・医療等の状況（別紙 3（3））
    - ・調剤報酬明細書（別紙 3（7））
- (3) 医薬品、医療器具等
- (4) 電話機等通信機器
- (5) 医療救護に係る連絡先一覧
- (6) その他医療救護に必要な物品

#### 2 業務内容

- (1) 応急処置又は必要に応じた救急搬送の要請
- (2) 医療救護に係る救護記録等の作成及び救護本部への提出
- (3) 医療機関を受診する患者への災害共済給付金の請求に係る申請書類の交付
- (4) 医療機関を受診する患者について、救護台帳の提出及び救護本部への電話連絡

#### 3 患者が発生した場合の手順（図 2 参照）

- (1) 収容した全患者について、「救護記録」（様式第 1 号①）に記録する。
- (2) 患者に対して、医師又は医師の指示による処置が行われた場合、「救護台帳」（様式第 2 号）に記録する。
- (3) 患者が医療機関を受診する必要がある場合、医療機関の案内又は状況に応じて救急車の出動を要請する。
- (4) 医療機関を受診する患者関係者等に、「医療機関受診結果報告先について」（様式第 8 号）を配付し、医療機関への同行並びに受診後の状況及び処置結果等について、救護本部へ連絡するよう依頼する。また、選手・監督が救急搬送される場合は、所属する都道府県選手団本部（都道府県高体連本部役員）への連絡も併せて依頼する。
- (5) 医療機関を受診する患者が高校生の場合、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」の請求に係る申請書類（3 枚 1 綴）を交付する。
  - ア 医療等の状況（別紙 3（1））
  - イ 医療等の状況（接骨院等用）（別紙 3（3））

ウ 調剤報酬明細書（別紙 3（7））

※ 緊急の場合等で上記の申請書類が交付できなかった際は、救護本部が対応する。

(6) 患者が医療機関を受診（救急搬送を含む）する場合、患者の退所後、速やかに「救護台帳」（様式第 2 号）を救護本部に提出する。その際、個人情報保護の観点から救護本部記入欄を空欄とし、内容については電話で伝える。

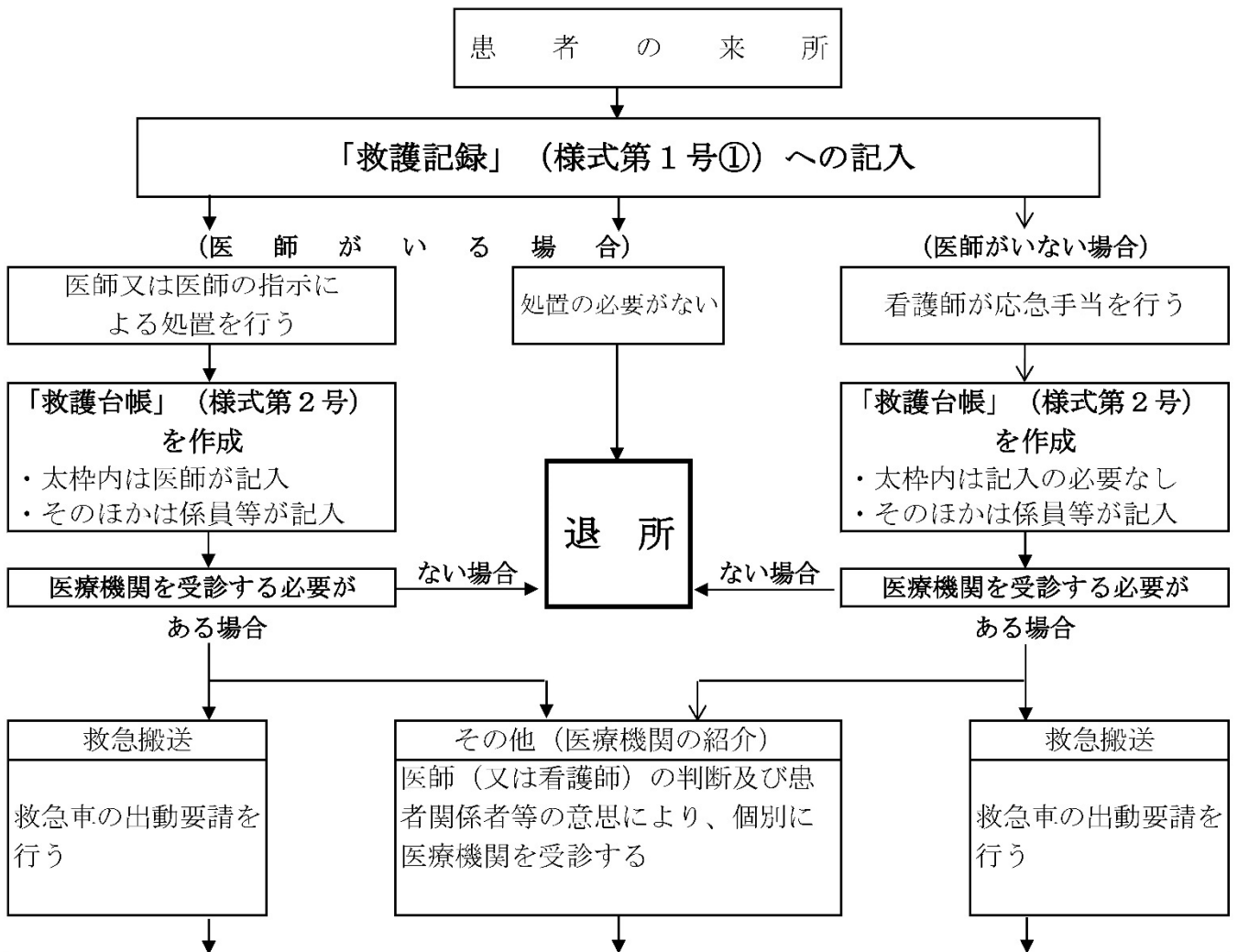
※ FAX 等の設備がない場合は、作成した「救護台帳」（様式第 2 号）の内容を電話で伝え、救護本部で転記する。

4 業務記録及び報告書等

当日の業務終了後、その日取り扱った患者を集計して「取扱患者一覧表（救護所用）」（様式第 6 号）に記録し、「救護記録」（様式第 1 号①）及び「救護台帳」（様式第 2 号）とともに速やかに救護本部へ提出する。

※各種様式の掲載省略

(図2) 患者が発生した場合の手順 (救護所)



- (1) 救護関係様式書類の作成
- ア 「救護台帳」(様式第2号)の患者が「医療機関を受診する場合の記入欄」に記入し、「救護本部記入欄」の内容について、患者関係者等から連絡先を聞き取る。
  - イ 「医療機関受診結果報告先について」(様式第8号)に必要事項を記入し、患者関係者等に配付する。  
※選手・監督が救急搬送される場合、所属する都道府県高体連本部の連絡先も記入する。
  - ウ 患者が高校生の場合は、災害共済給付金の請求に係る申請書類(3枚1綴)を交付する。  
※緊急の場合等で、上記書類を交付できなかった際は、救護本部が対応する。
- (2) 救護本部への報告
- ア 医療機関を受診する患者の退所後、速やかに「救護台帳」(様式第2号)を救護本部へ提出する。(個人情報保護の観点から「救護本部記入欄」は未記入)  
※FAX等の設備がない場合は、内容を電話で伝え、救護本部で転記する。
  - イ 「救護本部記入欄」の内容について、電話で救護本部に伝える。

## 別添 3

### 練習会場について

#### 1 配備物等

##### (1) 医療救護に係る用紙

- ア 医療機関受診記録（練習会場用）（様式第 1 号②）
- イ 医療機関受診連絡票（練習会場用）（様式第 3 号①）
- ウ 医療機関受診結果報告先について（様式第 8 号）
- エ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」に係る申請書類
  - ・医療等の状況（別紙 3（1））
  - ・医療等の状況（別紙 3（3））
  - ・調剤報酬明細書（別紙 3（7））

##### (2) 医療器具（AED、体温計等）

##### (3) 電話機等通信機器

##### (4) 医療救護に係る連絡先一覧

##### (5) その他医療救護に必要な物品

#### 2 業務内容

- (1) 医療機関を受診する患者について、医療救護に係る書類の作成
- (2) 医療機関を受診する患者への医療機関の紹介又は救急搬送の要請
- (3) 医療機関を受診する患者への災害共済給付金の請求に係る申請書類の交付
- (4) 医療機関を受診する患者について、医療救護に係る書類の提出及び救護本部への電話連絡

#### 3 患者が発生した場合の手順（図 3 参照）

- (1) 医療機関を受診する患者が発生した場合、状況に応じて医療機関の紹介又は救急搬送の要請を行う。
- (2) 患者関係者等に、「医療機関受診記録」（様式第 1 号②）を記入してもらう。記入が困難な場合には、聞き取りによる代筆を行う。
- (3) 患者関係者等に「医療機関受診結果報告先について」（様式第 8 号）を配付し、医療機関への同行並びに受診後の状況及び処置結果等について救護本部へ連絡するよう依頼する。また、選手・監督が救急搬送される場合、所属する都道府県選手団本部（都道府県高体連本部役員）への連絡も併せて依頼する。
- (4) 医療機関を受診する患者が高校生の場合、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」の請求に係る申請書類（3 枚 1 綴）を交付する。
  - ア 医療等の状況（別紙 3（1））
  - イ 医療等の状況（接骨院等用）（別紙 3（3））
  - ウ 調剤報酬明細書（別紙 3（7））

※ 緊急の場合等で上記の申請書類が交付できなかつた際は、救護本部が対応する。

(5) 患者の搬送後、「医療機関受診記録」（様式第1号②）を基に、「医療機関受診連絡票」（様式第3号①）を作成し、速やかに救護本部へ提出する。その際、個人情報保護の観点から救護本部記入欄を空欄とし、内容については電話で伝える。

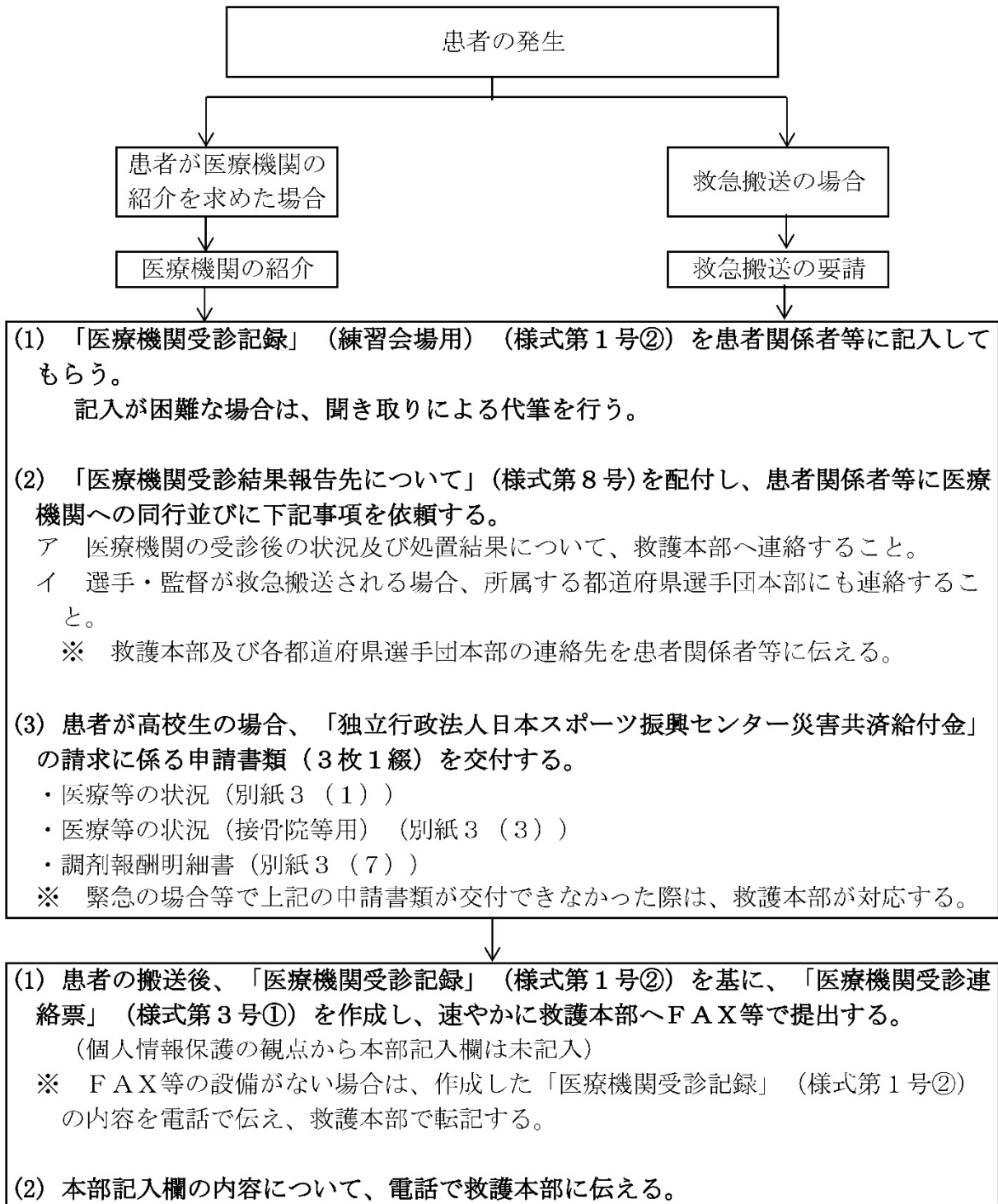
※ FAX等の設備がない場合は、作成した「医療機関受診連絡票」（様式第1号②）の内容を電話で伝え、救護本部で転記する。

#### 4 業務記録及び報告書等

練習会場の閉鎖後、「医療機関受診記録」（様式第1号②）及び「医療機関受診連絡票」（様式第3号①）を速やかに救護本部へ提出する。

※各種様式の掲載省略

(図3) 患者が発生した場合の手順 (練習会場)





## 別添 4

### 宿泊施設について

#### 1 配備物等

##### (1) 医療救護に係る用紙

- ア 医療機関受診記録（宿泊施設用）（様式第1号③）
- イ 医療機関受診連絡票（宿泊施設用）（様式第3号②）
- ウ 医療機関受診結果報告先について（様式第8号）
- エ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」に係る申請書類
  - ・医療等の状況（別紙3（1））
  - ・医療等の状況（別紙3（3））
  - ・調剤報酬明細書（別紙3（7））

##### (2) 医療救護に係る連絡先一覧

##### (3) その他医療救護に必要な物品

#### 2 業務内容

- (1) 医療機関を受診する患者について、医療救護に係る書類の作成
- (2) 医療機関を受診する患者への医療機関の紹介又は救急搬送の要請
- (3) 医療機関を受診する患者への災害共済給付金の請求に係る申請書類の交付
- (4) 医療機関を受診する患者について、医療救護に係る書類の救護本部並びに配宿センターへの報告

#### 3 患者が発生した場合の手順（図4参照）

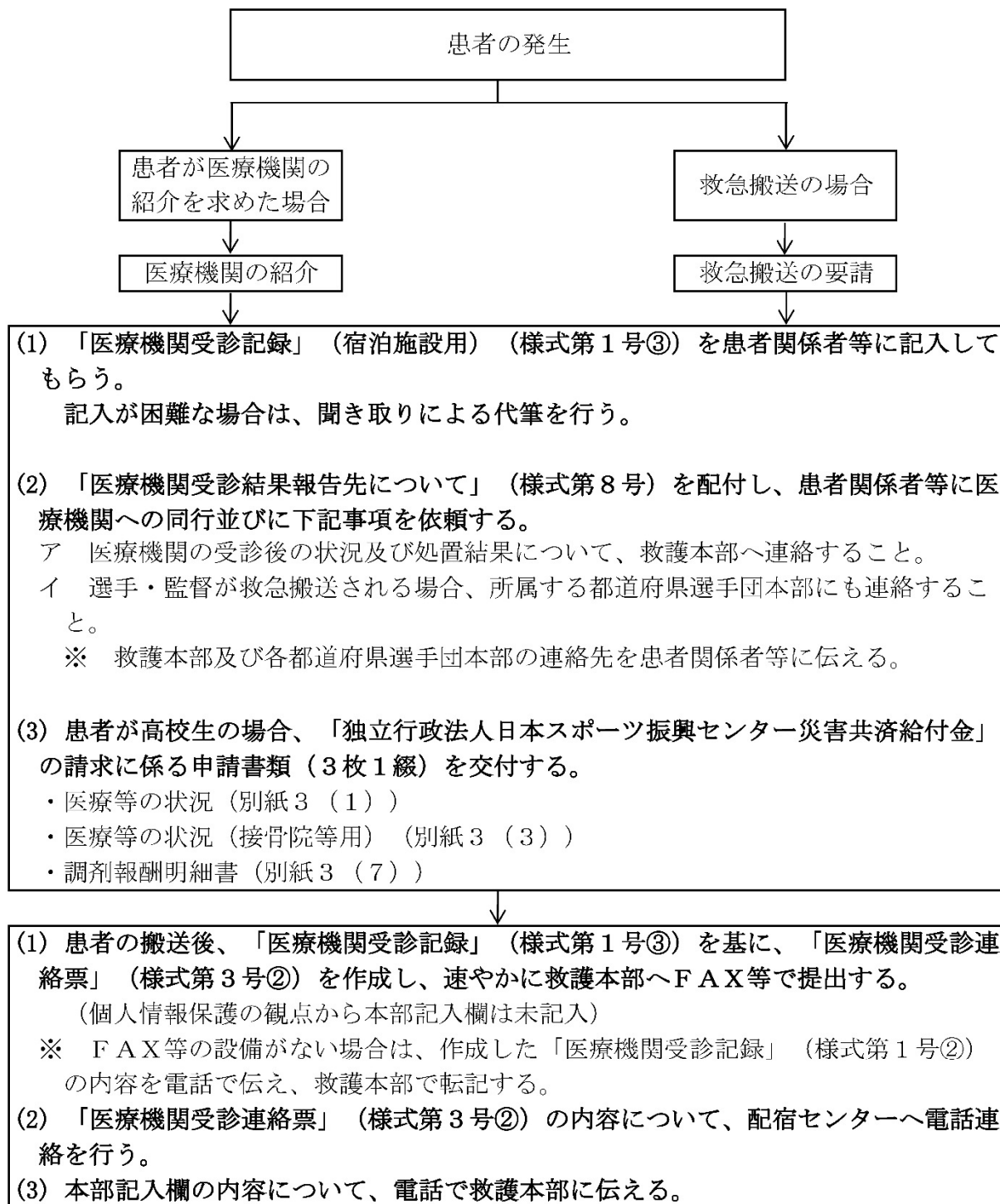
- (1) 医療機関を受診する患者が発生した場合、状況に応じて医療機関の紹介又は救急搬送の要請を行う。
- (2) 患者関係者等に、「医療機関受診記録」（様式第1号③）を記入してもらう。記入が困難な場合には、聞き取りによる代筆を行う。
- (3) 患者関係者等に、「医療機関受診結果報告先について」（様式第8号）を配付し、医療機関への同行並びに受診後の状況及び処置結果等について救護本部へ連絡するよう依頼する。また、選手・監督が救急搬送される場合、所属する都道府県選手団本部（都道府県高体連本部役員）への連絡も併せて依頼する。
- (4) 患者が高校生の場合、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」の請求に係る申請書類（3枚1綴）を交付する。
  - ア 医療等の状況（別紙3（1））
  - イ 医療等の状況（接骨院等用）（別紙3（3））
  - ウ 調剤報酬明細書（別紙3（7））
- (5) 患者の搬送後、「医療機関受診記録」（様式第1号③）を基に、「医療機関受診連絡票」（様式第3号②）を作成し、速やかに救護本部へ提出する。その際、個人情報保護の観点から救護本部記入欄を空欄とし、内容については救護本部及び配宿センターへ電話

で伝える。

※ FAX等の設備がない場合は、作成した「医療機関受診記録」（様式第1号③）の内容を電話で伝え、救護本部で「医療機関受診連絡票」（様式第3号②）に転記する。

※各種様式の掲載省略

(図4) 患者が発生した場合の手順 (宿泊施設)



## 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、公益財団法人全国高等学校体育連盟の全国高等学校総合体育大会開催基準要項及び令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会の令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道開催基本方針に基づき、本市において開催される令和5年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会（以下「大会」という。）の円滑な運営を期するために、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な方針及び計画に関すること。
- (2) 大会の開催に必要な競技施設・設備の整備に関すること。
- (3) 競技運営及び競技種目別開・閉会式に関すること。
- (4) 役員選手等の宿泊、衛生、輸送及び警備に関すること。
- (5) 広報活動及び報道に関すること。
- (6) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (7) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) その他、大会を開催するために必要な準備に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 北海道高等学校体育連盟、その他関係機関・団体の役職員等
- (2) 石狩市及び石狩市教育委員会の職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1) 副会長 若干名
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、石狩市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が任命する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。

(委員等の変更及び追加)

第9条 委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合においては、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、必要に応じて委員を追加することができる。

4 会長は、前3項の規定により委員等に変更及び追加があった場合は、次の総会において報告する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員等は無報酬とする。

2 委員等が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、次条に掲げる会議への出席に要する経費については、この限りではない。

(会議)

第11条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門部会

(総会)

第12条 総会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会開催の重要な事項に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門部会への委任に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について代理人の出席、又は委任状により当該議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案について書面をもって表決し、会議の議決に代えることができる。

(専門部会)

第13条 専門部会は、実行委員会から委任された事項について調査・審議決定し、その結果

を必要に応じて総会に報告する。

- 2 専門部会委員の構成については、第4条第2項の規定を準用する。
- 3 専門部会委員の任期については、第8条の規定を準用する。
- 4 専門部会委員の追加及び変更等については、第9条の規定を準用する。
- 5 専門部会委員の報酬及び費用弁償については、第10条の規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会を招集する暇がないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を石狩市保健福祉部スポーツ健康課（以下「スポーツ健康課」という。）内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、石狩市の財務に関する諸規定等を準用する。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときをもって解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産が生じた場合は、石狩市に帰属するものとする。

(事故の処理)

第21条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得て、これを処理しなければならない。

(解散後における事務の処理)

第22条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせその他の事務については、スポーツ健康課において処理する。

- 2 実行委員会解散後の文書等については、スポーツ健康課へ引き継ぎ、以後、同課において石狩市文書編集保存規程（平成4年3月25日訓令第7号）の例により管理する。

(会長への委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年7月15日から施行する。
- 2 本会の設立時の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、会則施行の日から始まり令和5年3月31日に終わるものとし、本会の解散の日が時期する会計年度は、4月1日から解散の日までとする。

## 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、石狩市保健福祉部スポーツ健康課内に置く。

(事務局の分掌事務)

第3条 事務局は、別表第1に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局員（以下「職員等」という。）を置く。

(組織)

第5条 事務局の組織は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 事務局長は、実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統轄し、事務局員を指揮監督する。

(服務)

第7条 職員等の服務については、石狩市の例による。

(専決)

第8条 事務局長は、別表第3の区分について専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に従い、同表に定める者がその事務を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について会長の指示を受けたもの又は急を要するものについては、この限りでない。

3 前項により代決した者は、当該代決した事項のうち、必要と認めるものについては、速やかに会長に報告しなければならない。

(文書記号及び番号)

第10条 文書には、「総体石実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、記号及び番号を省略することができる。

(文書保存)

第11条 処理済みの文書は編纂し、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

(文書取扱い)

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、石狩市の例による。



(公印)

第13条 公印の種類等は、別表第5のとおりとする。

(公印取扱い)

第14条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、石狩市の例による。

(旅費)

第15条 職員等の旅費の額及びその支給方法については、石狩市の例による。

(費用弁償)

第16条 会則第10条第2項による実行委員会委員及び役員の旅費にかかる費用弁償の額及び支給の方法については、石狩市の例による。

2 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算の編成)

第17条 事務局長は、あらかじめ会長が定めた方針に基づいて、予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の編成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、会長の承認を得て補正予算を編成することができる。

(金融機関の指定)

第18条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(決算)

第19条 事務局長は、出納に関する事務を完了したときは、毎会計年度収支決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

(準用)

第20条 この規程に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出、その他の財務会計に関する事項については、石狩市の例による。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事務局分掌事務

分 掌 事 務
1 実行委員会の組織、人事及び服務等に関すること。 2 総会及び専門部会の開催に関すること。 3 事業計画及び事業報告に関すること。 4 予算及び決算に関すること。 5 予算の管理に関すること。 6 その他令和5年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会の運営に必要な事務手続き等に関すること。

別表第2（第5条関係）

事務局組織

事務局長	事務局次長	事務局員
保健福祉部健康推進担当部長	スポーツ健康課長	スポーツ健康課職員 会場地担当教員

別表第3（第8条関係）

専決事項及び決裁区分

区 分	専 決 事 項
事務局長	1 事務局の組織に関すること。 2 事務局次長の服務に関すること。 3 事務局次長の旅行命令及び復命の受理に関すること。 4 石狩市事務決裁規程に定める部長専決事項に準じること。 5 予算の編成及び決算の報告事項に関すること。 6 前各号に準じるもののほか、会長名をもってする軽易な事項
事務局次長	1 総会及び専門部会の開催運営に関すること。 2 事務局員の服務に関すること。 3 事務局員の旅行命令及び復命の受理に関すること。 4 事務局員の事務分掌に関すること。 5 収入及び支出命令に関すること。 6 石狩市事務決裁規程に定める課長専決事項に準じること。 7 前各号に掲げるもののほか、事務局長名をもってする軽易な事項

別表第4（第9条関係）

代決

決裁権者	代決者
会長	事務局長

別表第5（第13条関係）

公印

名称	形状	寸法	書体
令和五年度全国高等学校総合体育大会 石狩市実行委員会会長之印	正方形	21ミリ角	てん書

令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会 委員名簿

(令和4年7月15日現在)

No.	所 属 ・ 職 名	氏 名	役職名
1	石狩市長	加藤 龍幸	会 長
2	石狩市教育委員会教育長	佐々木 隆哉	副会長
3	石狩市代表監査委員	百井 宏己	監 事
4	石狩市議会議長	花田 和彦	副会長
5	石狩市議会厚生常任委員会委員長	大野 幹恭	
6	北海道高等学校体育連盟ソフトボール競技専門部部长 (北海道苫小牧総合経済高等学校校長)	古市 俊章	副会長
7	北海道高等学校体育連盟ソフトボール競技専門部委員長	武笠 伊佐央	
8	北海道ソフトボール協会会長	木本 由孝	副会長
9	北海道ソフトボール協会理事長	寺村 健人	
10	石狩管内ソフトボール協会会長	青野 誠	
11	石狩管内ソフトボール協会理事長	佐々木 幸治	
12	石狩ソフトボール協会会長	佐々木 大介	
13	石狩ソフトボール協会理事長	中西 章司	
14	公益財団法人石狩市体育協会会長	永井 利幸	
15	石狩市スポーツ推進委員協議会会長	中川 文人	
16	石狩市中学校体育連盟会長	城野 文久	
17	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会会長	北原 益二郎	監 事
18	石狩商工会議所会頭	榎本 哲史	
19	一般社団法人石狩観光協会代表理事	吉田 保雄	
20	石狩市農業協同組合代表理事組合長	中村 武史	
21	石狩湾漁業協同組合代表理事組合長	丹野 雅彦	
22	石狩消防署署長	高橋 一洋	
23	北海道警察札幌方面北警察署署長	島村 諭支敏	
24	北海道石狩翔陽高等学校校長	渡邊 祐美子	
25	北海道石狩南高等学校校長	原田 稔朗	
26	石狩市保健福祉部健康推進担当部長	上田 均	事務局長

【事務局】

No.	所 属 ・ 職 名	氏 名	役職名
1	石狩市保健福祉部健康推進担当部長	上田 均	事務局長
2	石狩市保健福祉部スポーツ健康課長	松永 実	事務局次長
3	石狩市保健福祉部スポーツ健康課高校総体担当主査	白川 晃子	事務局員
4	石狩市保健福祉部スポーツ健康課高校総体担当主査	佐藤 勇助	
5	石狩市保健福祉部スポーツ健康課高校総体担当主事	氏家 峻	
6	石狩市保健福祉部スポーツ健康課高校総体担当主事	厂原 一輝	
7	石狩市保健福祉部スポーツ健康課高校総体担当主事	藤田 蓮飛	
8	北海道教育庁学校教育局（会場地担当教員）	吉田 征弘	